

金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に  
関するガイドライン」を踏まえた預金規定・参考例

平成 31 年 3 月 29 日  
一般社団法人全国銀行協会  
AML/CFT 対策支援室

**1. 背景**

- ▶ 昨年 2 月 6 日に金融庁が、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表し、ガイドライン中の、「Ⅱ/Ⅱ-2/(3)/(ii)顧客管理/【対応が求められる事項】⑨」で、次のような対応が求められている。

《ガイドライン抜粋》

必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、**取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図る**ことを検討すること

(※ 下線太字は事務局)

- ▶ 上記ガイドラインに係るパブリック・コメントでは、「リスク遮断」の対象は新規取引および既存取引であり、対応方法として、口座解約だけではなく、取引の制限も含まれるとされている。
- ▶ マネー・ローンダリングに係る対応を行うに当たっては、そのリスクに応じた対応が必要となるところ、現在の普通預金規定ひな型においては、公序良俗に反する場合等に取引停止・口座解約をする旨の規定は存在するものの、取引の一部を制限（例：非対面を制限（ATM、インターネットバンキングの入出金については停止する一方、口座振替については維持する等））する等のリスクに応じた対応の可否について、必ずしも明確ではない。
- ▶ これを踏まえ、今般、マネー・ローンダリング等のリスクに対応可能な規定整備として、「2. 参考例」のとおり、ガイドラインを踏まえた預金規定・参考例（以下「参考例」という。）を制定した。

## 2. 参考例

参考例	普通預金規定ひな型
<p>○. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>11. (解約等)</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① (同右)</p>	<p>10. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解</p>

参考例	普通預金規定ひな型
<p>② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) (同右)</p> <p>(4) (同右)</p>	<p>約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>